

議会議案第13号

令和4年度鎌倉市一般会計予算の執行に関する附帯決議について

令和4年度鎌倉市一般会計予算の執行に関し、次のとおり決議する。

令和4年（2022年）3月18日提出

提出者	鎌倉市議会議員	後	藤	吾	郎		
同	同	上	中	里	成	光	
同	同	上	保	坂	令	子	
賛成者	同	上	藤	本	あ	さ	こ

## 令和4年度鎌倉市一般会計予算の執行に関する附帯決議

令和4年度鎌倉市一般会計予算において生涯学習センター管理運営に係る事業費2億1786万9000円が計上されている。生涯学習センターの管理運営は、鎌倉市生涯学習センター条例に基づいて行われるが、同条例は令和3年12月定例会において改正され、その施行日は本年10月1日とされている。しかるに、改正内容のうち特に利用区分の変更については、利用者及び利用団体から、従前に比べ使いづらくなる、利用実態に合わないという批判の声が上がり続けて今日に至っている。

もとより生涯学習センターの管理運営の見直しは市民サービスの向上を目指して行われたものであるところ、サービスの低下であると受け止める利用者及び利用団体が相当数に及ぶことは看過できない。一方で、利用区分に係るニーズが活動形態に応じて多様であることも、この間明らかになってきたところである。

よって、市教育委員会におかれては、本年10月1日から半年を経た時点で利用者及び利用団体においては漏れなく、また、一定数の未利用の市民も対象に、利用実態・利用区分の使いやすさ・予約の取りやすさ等についてのアンケート調査を必ず行い、その結果から利用区分の再度の変更が必要であると判断された場合は、できる限り速やかに変更を行うことを求める。なお、アンケート調査の実施に際しては、準備期間を十分に取って実施を周知するとともに、丁寧に公正な分析を行うよう強く求めるものである。

以上、決議する。

令和4年（2022年）3月18日

鎌 倉 市 議 会